

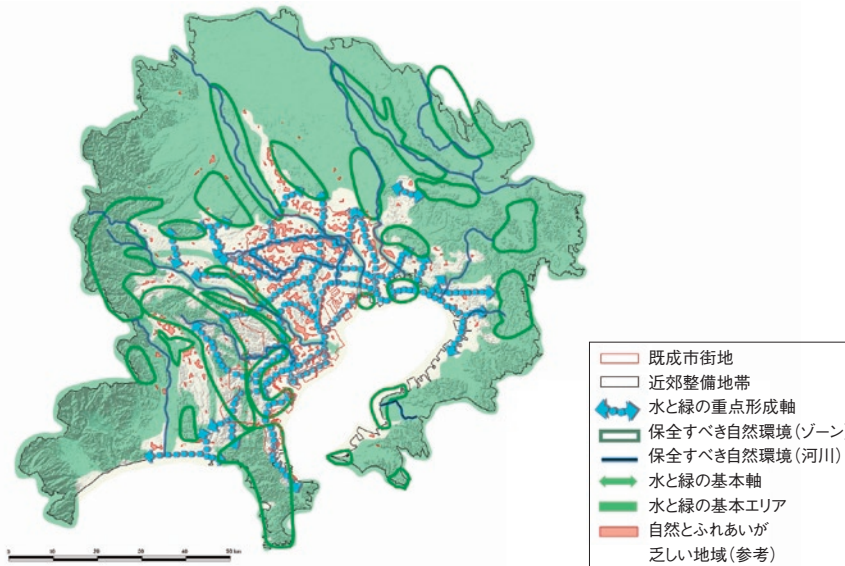
第4節 環境との共生

1. 都市環境インフラのグランドデザインの進捗

都市再生プロジェクト（第三次決定：平成13年12月）に位置づけられている「大都市圏における都市環境インフラの再生」を踏まえ、首都圏における水と緑のネットワークを構築し、都市に潤いを与えることを目的として、「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」（以下「グランドデザイン」という。）が平成16年3月に策定された。これは、首都圏における自然環境の将来ビジョンを示したものであり、自然が有する機能を十分に発揮するために関係主体が目指すべき共通目標である「首都圏の自然環境の基本目標」、現在の水と緑のネットワークをより充実・強化するための根幹となる考え方である「首都圏の都市環境インフラの将来像」、そして行政、民間等の多様な関係主体の役割分担を示した「首都圏の都市環境インフラの整備に向けた行動方針」から構成される。

このグランドデザインに基づき、近郊緑地保全制度等の活用による自然環境の保全をはじめとして、行政界を超えた広域的な取組、行政や市民、NPO等の多様な主体の連携による取組などが進められている。

図表 2-4-1 首都圏の都市環境インフラの将来像

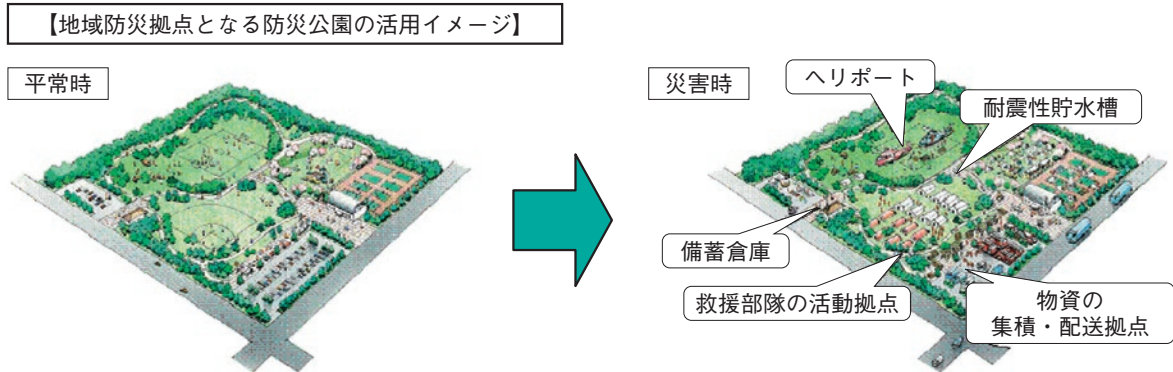


資料：「首都圏の都市環境インフラのグランドデザイン」(自然環境の総点検等に関する協議会)

(公園・緑地等の取組)

首都圏においては、急速な都市化の進展により、緑の減少、野生生物の生息環境の減少、都市の防災性の向上等が大きな課題となっている。このため、自然と人間の共生する緑豊かな都市空間の形成、安全・安心な生活環境の形成の実現に向け、各種制度を活用し、水と緑のネットワーク化や、震災時に深刻な被害が予想される市街地等において、防災公園の整備等が重点的に進められている（図表2-4-2）。

図表 2-4-2 防災公園イメージ



資料：国土交通省

(地域における取組事例)

さいたま市では、首都近郊における貴重な大規模緑地空間として、ランドデザインの中で保全すべき自然環境として位置づけられている「見沼田圃」について、自然環境の保全及び水と緑のネットワークの形成を推進している。水と緑のネットワークの形成に向けては、見沼田圃及びその周辺地域で活動している市民活動団体17団体と行政とで設立した「見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワーク」により、見沼田圃の自然、歴史、文化等を守り育て、その魅力を周知するとともに、かけがえのない環境資産として次の世代へ継承するため、ホームページの運営や各種啓発事業の企画立案などを行うことにより、市民参加の機会を提供し、市民、市民活動団体、行政の協働による取組を進めている。

図表 2-4-3

見沼たんぼ・さいたま市&市民ネットワークの会議風景



資料：さいたま市

(見沼たんぼのホームページ <http://www.minumatanbo-saitama.jp/>)

(近郊緑地保全区域における自然環境保全の取組状況)

平成18年12月に拡大指定を行った円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域（昭和43年指定）（以下「円海山・北鎌倉区域」という。）は、横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏住民が身近に自然とふれあう場であるとともに、多種の動植物が生息・生育するなど、多様な機能を有している。また、首都圏の緑地ネットワークを構成する貴重な大規模緑地であり、地元自治体を中心に様々な緑地の保全等に関する取組が行われている。

ここでは、上郷地区や釜利谷地区などに指定された市民の森の他、金沢自然公園、横浜自然観察の森などが整備され、市民と行政が連携した緑地等の管理を行うとともに、市民が自然と直接ふれあえる場が数多く提供されている。特に、横浜自然観察の森においては、横浜自然観察の森友の会（昭和63年設立）を軸に市民ボランティアによる活動が展開されるとともに、横浜市や（財）日本野鳥の会のレンジャーといった行政・専門家とも連携し、行政・専門家・ボランティアの三者がそれぞれの得意分野で力を発揮した緑地の保全・管理・活用に努めている。

さらに、円海山・北鎌倉区域の一部には、円海山近郊緑地特別保全地区（昭和44年指定）が位置している。本地区では、専門家のアドバイスの下、市民との協働により、本地区の緑地保全管理活動の意義を明確にし、市民による森づくりに関する活動の推進と発展を目指した「円海山近郊緑地特別保全地区の保全管理計画書」（平成20年3月）を策定したところである。また、本地区では、平成21年3月に約16haの拡大指定を行ったところである。

図表 2-4-4

自然観察センターの様子
(横浜自然観察の森)

資料：横浜市

2. 河川・海域環境の保全・回復

(1) 首都圏の河川等の水質状況

首都圏の水質状況（平成19年度）については、河川におけるBOD¹⁾の環境基準達成率²⁾が首都圏全体で約80%となっており、全国の約90%と比較して低い状況である³⁾。また、湖沼においてはCOD⁴⁾の環境基準達成率が、首都圏全体で約48%³⁾と依然低い状況である。指定湖沼⁵⁾については、手賀沼（千葉県）で平成7年度から水質の改善が見られるものの、霞ヶ浦（茨城県）や印旛沼（千葉県）を含め、いまだに全ての測定地点で環境基準を達成していない状況であり、COD値は近年横ばいとなっていたが、平成19年度は高めの傾向にある（図表2-4-5）。

国や地方公共団体は、引き続き河川環境の整備や下水道の整備等による水質改善対策を実施し、河川や湖沼等の水質改善を推進している。

(2) 平成20年度の動き

① 荒川太郎右衛門地区自然再生事業

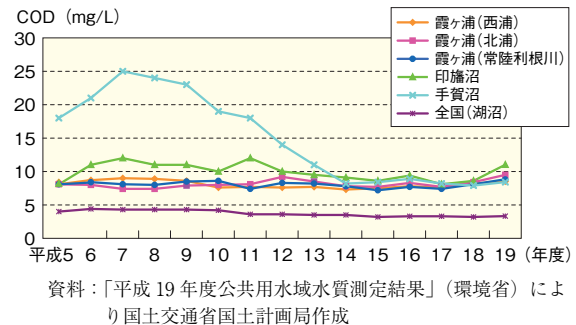
荒川は日本の政治・経済・文化の中核機関が集中する首都圏を貫流しており、我が国において極めて重要な河川といえる。そのなかで、荒川太郎右衛門地区（埼玉県桶川市・上尾市・川島町）が位置する荒川中流部は、全国的にみても広大な河川敷を有しており、荒川の旧流路に由来する池や湿地といった豊かな自然環境が残されている。しかし、過去に行われた砂利採取等に起因する荒川本川の河床低下や旧流路への土砂の堆積などにより乾燥化が進行し湿地環境が減少している。

これらの状況を受け、自然環境を取り戻すために「自然再生推進法」（平成14年法律第148号）に基づき、当該地区の自然再生事業について協議する「荒川太郎右衛門地区自然再生協議会」が平成15年7月5日に設立された。

同協議会では平成16年3月に自然再生の全体構想を策定し、その後平成18年5月に流水環境を加え、より多様性に富んだ自然環境の再生を目標とする構想に変更した。この変更後の全体構想では、地域の特色と変遷を踏まえ、その望ましい姿を「70年前の荒川旧流路において太郎右衛門自然再生地固有の豊かな生態系を育む湿地環境」とし、「湿地環境の保全・再生、過

図表 2-4-5

首都圏における指定湖沼の水質状況（COD年間平均値）



1) BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物を分解するために水中の微生物が消費した溶存酸素量。河川の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。

2) 環境基準達成率：各水域に指定されている環境の基準が達成されている水域の割合。

3) 「平成19年度公共用水域水質測定結果」（環境省）により、国土交通省国土計画局算出。

4) COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物を酸化剤によって酸化する際に消費された酸化剤の量を酸素に換算した値。湖沼及び海域の水質汚濁指標の1つ。数値が低い程、水質が良好であることを示す。

5) 指定湖沼：「湖沼水質保全特別措置法」（昭和59年法律第61号）に基づき、環境基準が達成されていない又は達成されないこととなるおそれが高い湖沼であって、水質保全施策を総合的に講ずる必要がある湖沼について指定。

去に確認された生物が住める環境の再生、蛇行河川の復元」などを自然再生の目標として、多様な水域・水際環境創出のための整備等の施策を推進していくこととしている。また、同協議会では、自然再生実施計画の策定に向けた検討を進めており、今後も引き続き検討を進めていく。

図表 2-4-6 荒川太郎右衛門地区（写真下方が下流）



資料：国土交通省

②東京湾再生の取組

都市再生プロジェクト（第三次決定：平成13年12月）として、水質汚濁が慢性化している大都市圏の「海の再生」を図ることとし、先行的に東京湾について、関係地方公共団体及び関係省庁が連携して、その水質改善のための行動計画を策定することが決定された。

この決定を受けて、平成14年2月に関係省庁及び七都県市（現在はさいたま市が加入して八都県市）が東京湾再生推進会議を設置し、平成15年3月には対象期間を今後10年間とした「東京湾再生のための行動計画」を策定した。

行動計画では、東京湾再生の目標を『快適に水遊びができ、多くの生物が生息する、親しみやすく美しい「海」を取り戻し、首都圏にふさわしい「東京湾」を創出する』とし、関係省庁及び八都県市は同計画に基づき、陸域汚濁負荷削減、海域における環境改善対策、モニタリング等の施策を推進している。

平成20年度は、各機関における役割分担を明確化した具体的な陸域汚濁負荷削減対策の取りまとめや、海域における各種環境改善施策の実施及び事業効果を確認するためのモニタリングの実施、初の東京湾水質一斉調査の実施などを行った。

【東京湾再生推進会議HP】

http://www1.kaiho.mlit.go.jp/KANKYO/TB_Renaissance/index.html

3. 廃棄物の適正処理の推進

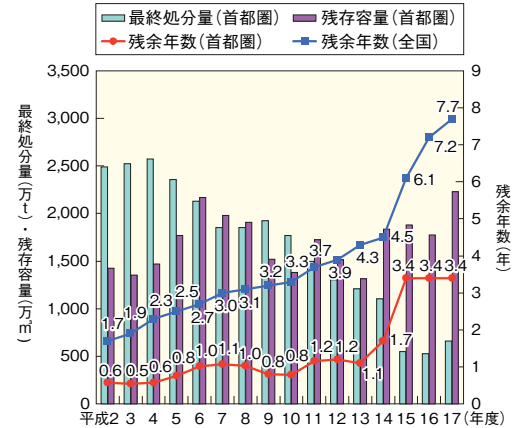
リサイクルの推進

全国のリサイクル率は、平成17年度には一般廃棄物で約19.0%（首都圏では約21.2%）、産業廃棄物では約51%であり、徐々に上昇している¹⁾。しかし、首都圏では、産業廃棄物最終処分場の残存容量が依然逼迫していることもあり（図表2-4-6）、廃棄物の発生抑制とともに、より一層のリサイクルの推進が求められている。

平成20年度においても、容器包装リサイクル法²⁾、家電リサイクル法³⁾、建設リサイクル法⁴⁾、食品リサイクル法⁵⁾、自動車リサイクル法⁶⁾、資源有効利用促進法⁷⁾によるリサイクルの推進や、エコタウン事業の推進等により、引き続き循環型社会の形成に向けた取組が進められている。

図表 2-4-7

首都圏における産業廃棄物最終処分場の残余年数の経年変化



注：残余年数＝当該年度の処分場残存容量／当該年度の最終処分量（tとm³の換算比を1とする）。

資料：環境省資料により国土交通省国土計画局作成

- 1) 資料 首都圏整備に関する各種データ（3-4及び3-5）参照。
- 2) 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- 3) 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- 4) 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）
- 5) 食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- 6) 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）
- 7) 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）